

第十七號 府 縣 規則左之通改正候條此旨相違候事

四月十八日 陸軍卿 山縣有朋 (以下次号)

第七號ヲ以テ陸軍下士服役規則改正候處其服役

後任官ノ下士ヨリ施行可致現令奉職中ノ下

名簿ノ序次ニ得テ正則トスト雖上旨ニ出ルモノハ此限

第十九條 凡戰時ニ在テ人員多ク缺乏シ補除定規ヲ踐ム能

ハス或ハ平時ト雖非常ノ功績アル者ハ必シモ此條例ニ據

ルヲ以テ亦此條例ニ據ラサルモノトス

第二十一條 陸上勤務ノ者ニシテ其勤務上必要ナルヲ以テ

海上勤務ヲ命セザル者ニ限リ海上勤務年限ヲ有セスト雖

實役停年ヲ超エタルハ陸進スルヲ得

海軍省通丙第七拾壹號

海軍一級

明治十七年四月十八日

海軍卿 川村純義

海軍一級

スルノ法ヲ論シ現在ノ官設鐵道ヲ人民ニ賣渡スカ夫レモ六

テ敷クハ官設鐵道ノ株券ヲ賣リ金額ノ多少ヲ論セズ人民個

々ノ所望次第ニ株主タルヲ許スベシ斯ノ如クシテ大ナリ

小ナリ政府ノ手許ニ集マリタル金額ハ其程度悉クコレヲ新

鐵路敷設ノ資本ニ供シ隨テ成レバ隨テ賣リ國內重要ノ鐵道

工事漸ク盡ルヲ待テ始メテ止ムベシト旨ヒタリ是亦目下

日本ノ鐵道工事ヲ速成スルノ一便法タルヲ取テ疑テ容レザ

ルモノト信ズルナリ然レモ我輩ハ又他ノ一方案ノ日本鐵道

工事ヲ進捗スルニ備フルモノアリト信ズルカ故ニ左ニコレ

略記シテ朝野當局者ノ注意ヲ請フベシ

我日本政府ハ明治三年同六年ノ兩度ニ英國倫敦ニ至リテ公

債證書ヲ賣出シ金員ヲ外國人ヨリ借入レタルコトアリト雖

ドモ此等ノ公債證書ハ英國ノ貨幣ニテ賣リ英國ノ貨幣ニテ

判子ヲ拂ヒ倫敦政府内ニテ万事ヲ處辨シテ日本内國ニシテ

關係スル所ナキ有様ナルガ故ニ日本政府ノ公債ニハ相違ナ

クドモ内國ノ公債證書トハ大ニ其取扱方ヲ異ニシ一種特

別ノ性質ヲ有セタルナリ而シテ別ニ緊要ナル内國ノ公債證

書ハ固シ外國人ノ所有スルコトヲ禁シタリ然レモ昨年十

二月四十七号並ニ四十八号ノ布告ヲ以テ中山道鐵道公債

證書並ニ金札引換無記名公債證書ヲ發行スルニ至リテ始メ

テ此禁ヲ解キ内外國人ノ同一視シテ毫無區別ヲ立テズ外

人ト雖モ日本内國ニ住シテ日本ノ内國公債證書ヲ所有シ公

然コレノ自家ノ財產中ニ加フルヲ得ルニ至リタルハ理財上

ノ一大進歩ナリト云ハザルヲ得ズ依テ我輩ハ政府ガ其公債

證書ヲ外國人ニ所持セシメテ安心スルノ慮ヲ擴メ日本内

ノ私立合資會社ヲシテ其株券ヲ内外國人ニ賣渡サシメ同

ク又安心セシメテ希望スルナリ蓋シ日本ノ金利ハ甚ク不廉

ニシテ歐米ノ金利ハ甚ク廉ナリ高利ヲ要スルノ日本資本ヲ

使用シテスラ目下日本ノ鐵道事業ノ利益甚ク著大ナリ況

ンヤ廉利ナル歐米ノ資本ヲ使用シテ此有利ノ事業ニ從事ス

ルヲヤ尋常金利ノ標準ヲ超過スル三五倍ノ利益ヲ見シテ

容易ナランノミ故ニ一たび我門兵ヲ開キテ外國資本ノ輸

入ヲ許シ此有利ノ鐵道事業ニ放下セシムルコトヲアランハ

親王御不例 有栖川一品輔仁親王

御不例の御機嫌なりしが一昨日より何

て左府宮を始め三品威仁親王並に阿

田町二丁目別館へ参られ御着議中上

各皇族の方々三條相國其他御親族にも

といふ尤尚宮の御不例も左の御事は

しませば御不例の御機嫌なり

も親しく看護を成さるゝよしなり

○御進簡檢分 聖上おと近日の内に小

櫻花天覽遊ばさるゝの御内志を仰出

三條西に御侍従は御進簡檢分とし

○宮内省御用掛 大戸奉事院議官の一

掛兼御用付られり

○森公使 森全權公使が歸朝は遠次香

阿港太守ホウエン氏より討官レウキス

同公使と遊へし御機嫌は五十人の

公使通行の御祝禮を表し又英軍艦

祝砲を放ちたりし由

○布哇公使 此程來着の布哇國公使

大臣參議を始め各國公使を訪問し且つ

たり

○慶賀 一昨日の杉宮内大輔の催し

公使及び書記官を上野精養軒へ招き

書記官も多く參會せらるゝし

○觀花の宴 徳大寺侍從長は本日午後

宮内官吏を上野精養軒に招いて觀花

○板垣退助君 自由党總理板垣退助君

州熱海へ入浴し居たりしが去る十六日

○熱海温泉行 伊達修史館總理は六

昨日熱海温泉へ赴きり

○歐洲行 華義從五位秋元典朝、判事

學研究の爲獨逸國へ、一等傳習生任

中島一可の三氏は醫術觀察の爲獨逸

時事新報

外國人ニ公債證書ヲ所持セシメテ安心ナラン

ハ會社ノ株券ヲ所持セシメテ安心ナラン

鐵道ハ文明ノ必要具ナリ國ニ鐵道ナクハ以テ文明ニ進

ベカラス以テ富強ヲ増スベカラス蓋シ鐵道ハ文明ノ後ニ隨

行スルモノニアラズシテ文明ノ先ニ先驅行スルモノナ

リ社會文明ナルガ故ニ其國ニ鐵道ノ興リタルニアラズシテ

國ニ鐵道アルガ故ニ其社會終ニ文明ニ進ミタルナリ今我日

本國ノ文明ヲ見ルニコレヲ十年乃至二十年ノ古ニ比スレバ

固シ幾分ノ進歩ヲ見ルベシト雖モコレ他ノ世界ノ文明

國ニ比スレバ又固シ同等ノ地位ニ達シタルモノト云フベ

カラズ而シテ速カニ他ノ國等ノ地位ニ達シ又コレヲ凌駕セ

ント欲スルハ我日本人ノ本心ニシテ常ニ其懷ニ忘レザル所

ナリ果シテ此心ニシテ誠實無妄ノ者ナランニハ何ハ扱テ置

キ先ツ鐵道ヲ敷設シテ國中ニ偏チテカクシテ大ニ文明進

歩ノ果實ヲ收メテテ勉ムベキ管ナルニ國民ノ實況ハ決シ

テ然ラズ人ノ常談ニ鐵道ノ利ヲ説ク者ハ甚ク多シト雖モ

レテ實際ニ施シテ目前ニ其利ヲ見ント欲スル者ニ至リテハ

全國尙キ甚クシテ計フルニ足ルモノナシ蓋シ鐵道敷設ノ

熱心其熱尙キ未ク十分ナラズシテ以テ然レニアラズ唯國民

未ク私ニ巨額ノ資本ヲ合シテ大事業ヲ興スノ習慣ヲ成サズ

千万人ハ千万人ノ心アリテ其欲望ヲ濟スノ法ニ謀ルベ

クナランノミ故ニ我輩ハ一昨日ノ紙上ニ於テ此欠典ヲ補修

雜報

○地鎮祭 一昨十七日午前十時番皇城内に於て今般皇居御

造營に成るべし地鎮祭を執行し成りたり右の御機嫌は同地

式部寮の祭場を仮設に成り祭官御供を供し次々奉幣地鎮

祀祝詞を奏上し俗人の奏樂等も及右御祝詞として御職工

へ宮内省より酒肴を賜はりたりと云

○在濟魯國使 濟魯國使由耳魯公使

ノスニ是は強弱利加カンノミ駐在國使

任地ニ向ケ御遣せし由又續續御白